

令和6年度

定期（財務）監査結果報告書

令和7年1月

中野区監査委員

中野区監査委員告示第1号

令和6年度定期（財務）監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和6年度定期（財務）監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

なお、海老沢憲一監査委員については、同法第199条の2の規定に基づき、令和5年4月1日から令和5年6月30日までの総務部において執行された財務事務の監査には関与していません。

令和7年1月22日

中野区監査委員	海老沢	憲一
同	武藤	英一
同	山本	たかし
同	平山	英明

令和6年度定期（財務）監査結果報告

第1 監査の期間

令和6年4月15日（月）から令和7年1月22日（水）まで

第2 監査実施部等

- 1 庁内各部室、各行政委員会事務局及び区議会事務局
- 2 庁外施設等

(1) 書面監査を含む実地監査を実施した施設

①区民部

江古田地域事務所 野方地域事務所

②地域支えあい推進部

中部すこやか福祉センター 南部すこやか福祉センター

③健康福祉部

保健企画課、保健予防課、生活衛生課

④環境部

ごみゼロ推進課 清掃事務所 清掃事務所南中野事業所

⑤教育委員会〈小学校6校、中学校7校〉

桃園第二小学校、塔山小学校、江古田小学校、上鷺宮小学校、桃花小学校、
令和小学校

第五中学校、第七中学校、北中野中学校、緑野中学校、中野中学校、
中野東中学校、明和中学校

(2) 書面監査のみを実施した施設

①子ども教育部

沼袋保育園、丸山保育園、江原保育園、城山ふれあいの家、新井薬師児童館、
若宮児童館、野方児童館、鷺宮児童館

②地域支えあい推進部

東部区民活動センター、桃園区民活動センター、昭和区民活動センター、
東中野区民活動センター、上高田区民活動センター
南中野民活動センター、弥生区民活動センター、鍋横区民活動センター

第3 監査の方法等

- 1 庁内各部室、各行政委員会事務局及び区議会事務局については、関係帳票類の提出を求め、監査事務局において書面監査を実施した。
- 2 庁外施設のうち、書面監査を含む実地監査を実施した施設については、関係帳票類の提出を求め、当該施設において監査を実施した。

書面監査のみを実施した施設については、当該施設等または監査事務局において監査を実施した。

第4 監査対象事務

定期（財務）監査は、令和5年度中野区一般会計（定期（工事）監査対象事務を除く。）、同用地特別会計、同国民健康保険事業特別会計、同後期高齢者医療特別会計及び同介護保険特別会計に係る事務について実施した。

第5 監査実施方針

区の財務に関する事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行され、また、事務処理が最少の経費で最大の効果があがっているかという経済性を主眼として実施した。当該事務が所期の目的を達成しているかという有効性の観点や区民の福祉が増進しているかという観点にも留意するものとした。

第6 監査の重点事項

令和6年度における定期（財務）監査の重点項目は、「現金及び金券類の管理は適正に行われているか。」である。

本監査では、中野区会計事務規則に基づいた金銭管理がされているかという観点と併せて、次の視点も持ち、監査を実施した。

- 現金出納票や消耗品受払簿の記載は適正か。
- 正当な理由なく多額な現金、金券類が保管されていないか。
- 区役所新庁舎における現金及び金券類の保管は適切か。

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行については、全般的にはおおむね適正に執行されていた。

しかしながら、一部、以下の指摘事項に見られるように、法令や規則等を遵守していない不適正な事務処理を行っていたものがあった。

このほかにも、指摘には至らないものの、予算の執行、収納事務、契約事務や支出事務などで不適切な事務処理が散見された。これら改善の必要な事項については、監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて、関係者に適正に処理を行うよう求めたところである。

【指摘事項】

1 補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの

中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告に当たっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。

昨年度の定期（財務）監査でも指摘したところであるが、今年度も財政課長への協議が行われていなかったものがあった。

予算執行方針（令和5年度）では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。更に、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。

こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。

（環境部環境課）

2 資格を証する書類がないままに扶助費を支給し、返還金及び違約加算金を受けていたもの

区は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。）に定める保育所の設備及び運営に関する基準を超えて行う保育所事業に対する扶助を「中野区保育所事業扶助要綱（以下、「要綱」という。）」に基づき実施している。扶助の対象のひとつに、児童福祉法第18条の4に規定する保育士の配置に伴う扶助がある。

令和5年8月4日に事業者より、同社が運営する認可保育所において、令和2年4月から令和5年3月までの期間、職員名簿上、常勤保育士として区へ報告をしていた職員1名が、保育士資格を有していなかったことが判明したと報告を受けた。区において要綱及び中野区補助金等交付規則に基づき、返還金及び違約加算金の算定を行った結果、同社に運営費の一部返還金12,768,430円および違約加算金3,673,640円が発生することが判明した。

令和2年4月分の扶助費算定時に、所管は同事業者から保育士資格証の添付がないまま保育士として報告を受け、同事業者からは保育士資格証については、発行中との理由で提出が遅れると申し出があり、所管はこれを認め算定を行ったが、その後も事業者から提出がなく所管も確認を怠っていた。

扶助の対象となる保育士の資格の確認を長期間怠り、扶助費を支給し続けていたことは、極めて不適切である。

（子ども教育部保育園・幼稚園課）

3 業者への支払が不能となり手続きが遅れたもの

本件は、令和4年11月初旬、事業者宛てメールにて物品を発注し、同年11月末に納品され、令和4年11月11日付で予算執行起案、令和4年12月1日付で支出負担行為を行った。しかし、納品後、事業者と連絡が取れなくなったことから、令和5年4月6日付で、本件に係る予算執行起案及び支出負担行為を廃案としていた。

その後、令和5年10月5日に所属長に報告したのち、会計室にも確認したところ極めて不適切な処理と見解が示され、総務課法務・法制係に協議の上、購入代金4,807円を令和6年1月26日に供託したものである。

発注した物品が納品されているにもかかわらず、所管は予算執行起案及び支出負担行為を廃案にしたことは極めて不適切な処理であり、また、事業者の消息が不明になった事実について所属長に報告をせずに一連の処理を行ったことも極めて不適切である。

(企画部企画課)

4 区内部の事務処理の遅れから請求書の再提出を求めたもの

所管は、区立学校の機器類の賃貸借契約に関する3件の支払について、事業者から令和5年11月29日付で請求書を受領し、同年11月30日に支出命令を行った。同事業者は契約時の事業者から契約上の地位を承継しており、検査証は承継後の事業者名であったことから、会計室から変更にかかわる必要書類を整えるように指示があった。その対応に時間を要し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下、「遅延防止法」という。）に定める支払の時期を徒過したことにより、この請求書によらず、改めて同事業者に発行を依頼した令和6年1月11日付の請求書で支払を行っていた。

本来であれば、当初に受領した請求書による支払ができたにもかかわらず、区内部の事務処理の遅れにより支払期限を経過し、遅延防止法に定める遅延利息金を支払わずに、新たな請求書の発行を依頼し、支払を行ったことは極めて不適切な事務処理である。

(教育委員会事務局学務課)

5 経済性を欠く契約を締結したもの

預貯金等調査電子化サービス提供業務委託（単価契約）は、区の依頼に基づき受託者が各金融機関に調査を行い、その結果を区に提供する委託契約である。契約期間は令和5年4月14日から令和6年3月31日までとして、契約は照会料1件当

たりの単価を定める単価契約と初期費用及び基本料金の総価契約として締結されていた。

しかし、委託事業を開始するに際して、所管は事業実施に必要な LGWAN 回線の開通、端末やシステムの初期設定を行っていなかったため、受託者による金融機関への調査は、4月から10月まで実施されていなかった。一方、この期間、調査実績がない中で基本料金は支出されていた。

委託契約に必要な事前準備を怠り、目的とした事業を予定どおり実施できなかったことは、事業の計画性、経済性を欠き、極めて不適切である。

(区民部保険医療課)

6 契約における履行管理が適切に行われていなかったもの

特定健康診査受診勧奨通知等作成業務委託（単価契約）は、特定健康診査受診勧奨通知、診療情報収集通知の作成と発送を目的とした委託契約であり、総価契約部分と単価契約部分から構成されている。本契約は帳票の印刷を総価契約、帳票への印字、封入封緘等を単価契約と定めている。

総価契約は、その要素となる単価、数量及び契約金額を確定し契約するものである。

しかし、本契約における総価契約部分の支払において、納品された数量は総価として契約した数量よりも少なく、所管は追加納品の履行指示もしていなかった。そのため、単価契約と同様の方法で納品数をもとに支払金額を算出し、契約金額よりも、過少に支払を行っていた。

総価契約であるにもかかわらず、契約した数量どおりの納品を履行させなかったこと、また、契約金額の一部を支払わなかったことは契約上、極めて不適切である。

(健康福祉部保健企画課)

第8 措置状況の通知

本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項に基づき、その旨通知願いたい。

第9 意見

本監査を通じ、事務処理に関していくつかの問題点や改善を必要とする事項が見られたので、以下のとおり意見を付す。

なお、総括意見は特に留意すべき事項についてまとめたものである。

1 監査項目に係る意見

- (1) 予算の執行にあたり、後年度に支出の義務を負う事案の決定において財政課長への審査が行われていなかったもの、予算流用の確定前に支出負担行為を行ったものがあった。適正な予算の執行を行われたい。
- (2) 収納事務においては、債権放棄をしたにもかかわらず不納欠損処理を次年度に行っていたものがあった。また、資金前渡金の口座に用途以外の金銭が振り込まれているものがあった。適正な収納事務を行われたい。
- (3) 支出事務においては、支払の事務が遅延し、業務履行の検査終了後2か月以上遅れて支払っていたもの、謝礼の支給が遅れていたものが59課（室、局）、事業所で394件見られた。この支払事務の遅延については、昨年度の41課（室、局）、事業所の193件から倍以上増加をした。適切な執行管理を行われたい。

事業者への支払について実績報告書等の確認を怠ったことなどによる支出を誤った事例があった。また、公費で支出すべき経費を個人が一時的に立替えて支払っていた事例があった。適正な支払事務を行われたい。

補助金の交付については、算定基準についての理解不足から補助金の算定額を誤っていたものがあった。適正な補助金交付事務を行われたい。

- (4) 契約事務においては、予算執行の決定前に発注を行っていたもの、部長に委任する契約に該当しないにもかかわらず部長契約していたもの、物品の購入にあたり分割して複数の契約としていたもの、業者指定の事務処理が適正に行われていないものがあった。適正な契約事務を行われたい。
- (5) 現金及び有価証券の管理においては、消耗品受払簿や現金出納票への記載漏れや記載誤りが散見された。適切な帳簿管理を行われたい。また、資金前渡金の精算において、会計事務規則で定める期日内に精算をしていないもの、支出証拠書類を紛失したものがあった。適正な精算処理を行われたい。
- (6) その他、必要な超過勤務命令を行っていなかったものや、旅費の支給に当たり過払や未払が生じたものがあった。適切な勤怠管理を行われたい。

2 重点事項に係る意見

今年度の監査の重点事項である「現金及び金券類の管理は適正に行われているか。」については、調査票に加え、いくつかの課を抽出して現場で保管方法を確認した。全体として現金、金券類の保管は適切に行われていた。しかし上記1(5)に記載したように、現金出納票の記載等、事務処理について前年と同様の誤りが散見されており、依然として課題の解消には至っていない。さらなる改善を進められたい。

3 総括意見

本監査を通じて、特に留意されるべき事項を以下のとおり取りまとめたので、対応されたい。

第一に、契約、経理事務について、執行体制の改善を図ることである。

新規事業を実施するにあたり、事前の準備不足から半年もの間、委託事業が滞ったものがあった。新規事業開始にあたって十分な準備を行うことが、着実な執行に繋がる。予めリスクを予測して適切な対策を講じ、万全な準備のもと実施すべきである。所属長を中心とした実施体制により、組織としての進捗管理を徹底するとともに、特に4月開始の事業にあっては、職員の異動リスクを考慮した早めの対応により、事業の連続性が損なわれない執行を求めたい。

また、物品を受領してから事業者と連絡が取れず、支払不能となったため、所属長に相談せずに、予算執行起案及び支出負担行為を廃案にしてしまった極めて不適切な事務処理があった。事実関係を不存在としてしまうような、本来の事務を逸脱する行為は、重大な事故につながりかねず、改めて法令遵守等の意識を強化する必要がある。意思決定にあたってのチェック機能が十分であるのか再点検されたい。また、例外的な手続きが生じた際の対応として、同僚や上司等への報告、相談が円滑に行われるよう、職員間のコミュニケーションをさらに向上されたい。

区内部の事務処理の調整遅れから生じた支払遅延もあった。支払期限を強く認識し事務を進めていけば、遅延は生じなかったと考えられる。契約から支出まで一連の事務は、職場が連携して行うものであり、目的が共有されていないと、事務が滞ることが多々ある。区民の信頼を損なわないためにも、区民と向き合い、当該事務を進めるには何が重要かについて、組織内で共通認識を図られたい。

さらに、契約事務規則の解釈を誤り、部長が権限の範囲外の契約を締結していた事例が複数あった。決裁段階で十分なチェック機能を果たすことは当然のことである。解釈を誤り易い条文については、文書法規の所管が中心となって、正しい解釈の周知を行うとともに、積極的に条文改正等を行うなど、誤りの防止に努められたい。

仕様書どおりの数量が納品されず、総価契約である契約代金の一部も支払われていないものがあった。事業内容からは単価契約が合理的な契約方法である事例であった。契約に関する知識の欠如と、事業内容が変遷する中で、仕様の見直しが十分に行われず契約が繰り返されてきたことが原因である。事業に即した仕様書になっているかどうか点検を行い、契約内容の見直しを検討されたい。

これら事務の誤りは、管理職をはじめ職員の職務に関する知識不足もさることながら、意思決定過程において誤りが検知できなかったことも要因である。点検するプロセスの改善を進められたい。

第二に、区民や事業者の視点で事務を再確認することである。

都の補助制度に沿って制度化した区の補助金で、都の補助要綱の理解不足から区の補助額誤りにつながった事例があった。

新しい補助金では、補助対象等についての疑義が生じることが多々ある。要綱の解釈が整理されていることが必要である。しかし、所管の説明では不十分と思われるものがあつた。補助執行後に疑義が生じると、区に対する信頼性が大きく損なわれることにつながる。都の制度と区の制度に齟齬がないか、執行前に十分に情報収集を行うことが求められる。不明な点は事前に解消し、解釈について区としての確立した見解をもって、補助対象者に対して十分説明できるよう適正な執行に努められたい。

支払遅延の改善については、これまでの監査意見で繰り返し述べてきたところであるが、令和5年度において支払遅延の件数が大幅に増加したことについては大変遺憾である。契約の対価である代金は事業者にとって事業継続するための原資であり、支払遅延によって大きな損害をもたらすことも考えられる。支払遅延を軽視することは区の信頼を大きく損ねるものであることを強く認識して区民、事業者の視点に立った改善に取り組まれたい。

第三に、支払ミス防止や効率的な事務を行うための抜本的な改善策として、行政のDX化を進めることである。

私費による立替払の事例が依然として散見された。昨年度の監査意見でも述べたとおり、社会全体のキャッシュレス化が進むなか、クレジットカードや電子マネーの利用等によって、現金を使用しない事務への早急な対応を改めて求めたい。

また、長期間にわたって資格証明書の確認を怠り、多額の過払い金の返還請求となった事例があった。付箋による担当者間の簡易な申し送りだったことが原因との所管の説明だった。アナログ的な手法が招くミスの典型的な例である。情報伝達の確実性を高めるために、電子的な確認リストやタスク管理など、システム化が必要である。

さらに、実績報告書等の確認不足による支払誤りが後を絶たない。これまで対応策として行われてきた、ダブルチェックの徹底やチェックリストの導入といったアナログ的な手法が、十分な成果に結びついていないことは明らかである。また、職員のスキルアップにより事務処理の誤りを解消することが求められている。新規採用が大幅に増加した職場状況では、職務経験豊富な職員の不足からこれまで

のようなOJTが十分に行えないことが推察される。OJTによる能力向上はさらに推進すべきであるが、それを補完する機能も重要であり、行政のDX化は不可欠である。

職務上の様々なケースに対して、職員の対応能力を高めていくためには、知識や経験をまとめ、情報共有を図っていく必要があり、取りまとめには大きな労力を要する。そのような作業を効率化し、区民サービスの量と質のレベルを向上させるためにも、現在区が導入を進めている生成AIを有効に活用すべきであり、担当者のニーズに応えるシステム化を検討されたい。

行政のDX化を進めるにあたっては、具体的な目標と達成期限を定めて進める必要がある。現在の事務手順をそのまま電子化するのではなく、区民視点に立って本来の目的を再確認し、業務プロセスを見直す具体的な期限を定めたうえで推進されたい。

今年度の財務監査においては、支払遅延の件数が大幅に増加したものの、その他の項目については、前年度から減少しており、区の実行に前進が見られた。また、補助金事務での財政課長協議の不徹底、支払遅延等、これまで繰り返し指摘し、意見を述べてきた。本年度9月27日に副区長名で具体的対策の徹底について全庁に通知がなされたところであり、引き続き成果について注視してまいりたい。

区の内部統制の実行によって、どのように事務改善が進められているかについては、区民がPDCAサイクルによる成果を知るうえで必要な情報である。毎年度の監査指摘事項に対する改善措置については、次年度に状況報告を公表しているところである。今後はさらに、内部統制の進捗状況等についても、区民に対して情報発信を充実させるとともに、監査委員に対しても情報提供することを要望したい。

今後とも業務効率化と信頼性の向上を実現するための実行を一層推進し、事務を正確かつ確実に遂行することにより、区民サービスの質を向上させ、持続可能な区政運営を実現することを期待する。